

ふるさとを育む森林づくり事業実施要領

第1 趣旨

ふるさとを育む森林づくり事業の実施については、次の各号に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

- (1) 新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）
- (2) 新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第2 事業の目的

本事業は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金等の対象とならない小規模・点在する保育施業や、森林整備の支障となっている老朽化・荒廃した既設道の補強を支援し、森林整備による公益的機能の維持増進と林業生産活動の活性化を図ることを目的とする。

第3 事業主体

森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、市町村（財産区）、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、特定非営利活動法人等、特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者、改正前の森林法に基づく要間伐森林に係る施業代行者

第4 補助対象となる作業

補助対象となる作業は次のとおりとする。

- (1) 県単保育
 - ア 下刈り
人工林に対する雑草木の除去とこれに伴う作業で、対象齢級はⅠ・Ⅱ齢級。
 - イ 雪起こし
人工林に対する雪起こしとこれに伴う作業で、対象齢級はⅠ・Ⅱ齢級。
 - ウ 枝打ち
人工林に対する枝打ちとこれに伴う作業で、対象齢級はⅢ～Ⅸ齢級。
（Ⅱ齢級のうち、8～10年生で平均樹高が5メートル以上の施行地を含む。）
 - エ 除伐・保育間伐・集材間伐
人工林に対する除間伐とこれに伴う作業で、対象齢級はⅢ～Ⅸ齢級。
 - オ その他
知事が必要と認めた保育作業。
- (2) 既設道補強
市道・農道・私道等、林業以外の目的のために開設された道であって、当該補強と一体的に実施する森林整備のために必要な機能を補強するもので、土工、路盤工、路面工、排水施設工等とする。

第5 実施基準・補助要件

実施に当たっては、次の基準及び要件を満たすこと。

(1) 県単保育

ア 1 施行地は0.1ヘクタール以上とする。

イ 雪起こしの起こし率は、30パーセント以上とする。

ウ 枝打ちの強さはおおむね樹高の3分の1以上とし、実施率は成立本数の50パーセント以上とする。

エ 除・間伐の本数率は、おおむね10パーセント以上とする。

オ 間伐材を集積する場合は、1ヘクタール当たり10立方メートル以上とする。

カ その他知事が認めた作業。

(2) 既設道補強

ア 当該既設道の補強について、別途市町村から補助を受ける等、市町村負担を伴うものであること。

イ 補強の実施について、道路管理者、土地所有者、必要に応じ受益者等から書面で承諾を得ていること。

ウ 森林整備のために必要な補強であること。

第6 実施計画の作成

補助申請しようとする事業主体は、別に定める事業ヒアリングにおいて、事業に関する実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

第7 補助金額等

県は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して、以下のとおり助成を行うものとする。

(1) 県単保育

ア 補助金額の算出は、標準経費に、要綱に定める補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

ウ 標準単価は、別に定める民有林造林事業標準単価表のとおりとする。

(2) 既設道補強

ア 補助金額の算出は、実行経費に、要綱に定める補助率を乗じて求める。

イ ただし、実行経費から市町村負担額を差し引いた額の範囲内とする。

第8 補助金交付事務

1 補助金交付申請

事業主体は、原則として事業の終了後、要綱に規定する期日までに補助金交付申請を行うものとする。

2 事業遂行のための報告

別に定める造林事業予定調書の提出をもって、要綱第11に規定する状況報告書の提出に代えるものとする。

3 検査

(1) 知事又は地域振興局長等は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該

施行地の検査を行う。

- (2) 検査については、「新潟県林業関係補助事業検査規程」（昭和 48 年 11 月新潟県告示第 1591 号）及び「新潟県林業関係補助事業検査要領」（昭和 53 年 10 月 13 日付け林第 1310 号）、「新潟県民有林造林事業竣工検査要領」（平成 20 年 4 月 1 日付け林第 219 号）に定めるところによる。

4 補助金額の算出

知事または地域振興局長等は、検査の結果に基づき補助金の算出を行う。

5 補助金の交付決定

- (1) 知事又は地域振興局長等は、4 の結果に基づき補助金の交付決定をする。
- (2) 知事は、決定した補助金の額を別に定める補助金査定調書にとりまとめ、事業主体に通知する。

6 補助金交付条件

事業の実施に当たっては、事業主体は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 県単保育については、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 既設道補強については、一体的に実施することとされている森林整備の終了前に、当該森林整備の用に供せなくなる場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該既設道の補強につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

7 施行地の転用

事業主体は、補助事業の施行地を補助金交付条件に反して転用または森林整備の用に供せなくなる場合は、あらかじめ第 1 号様式により知事に補助金相当額の返還を申し出なければならない。

ただし、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 林整整第 315 号林野庁長官通知）第 3 の 4 の規定に該当するときは、補助金相当額の返還免除について、第 2 号様式により知事に協議することができるものとする。

8 施行地被害報告

- (1) 事業主体又は森林所有者は、補助事業の施行地が当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に気象災害等により本数率で 30 パーセント以上

の被害を受ける等、その機能を果たさなくなった場合は、知事に報告するものとする。

- (2) 報告様式は、「農林水産業被害報告要領」（昭和 42 年 2 月制定）第 3 表を準用するものとする。

第 9 事業の推進体制

- 1 本要領において、知事に提出する申請書等は、全て地域振興局担当所属を経由するものとする。
- 2 地域振興局担当所属は、行政組織規則第 10 条の規定に基づきその所管又は担当する区域の申請書等についてその内容を審査し、農林水産部林政課に提出するものとする。
- 3 知事又は地域振興局長は、事業主体に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。

第 10 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和 2 年 4 月 13 日から適用する。

この要領は令和 3 年 5 月 6 日から適用する。

この要領は令和 5 年 6 月 2 日から適用する。

この要領は令和 6 年 5 月 13 日から適用する。

新潟県知事 様

住 所
氏 名

造林地の転用及び補助金相当額の返還について

年度 期にふるさとを育む森林づくり事業を実施した造林地を転用したいので（ふるさとを育む森林づくり事業で実施した既設道の補強について、目的である森林整備を取りやめたいので）、事業実施要領第8の7の規定により届け出るとともに補助金相当額を返還いたします。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還までの経緯
- 3 再発防止策
- 4 補助金返還額計算書（別紙）
- 5 補助金の受領
 - (1) 交付申請年月日
 - (2) 申請番号
 - (3) 交付補助金額
- 6 転用計画等（計画書、区域図、写真等）
- 7 転用予定年月日

第2号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名

造林地の転用及び補助金相当額の返還免除の協議について

年度 期にふるさとを育む森林づくり事業を実施した造林地を転用したので（ふるさとを育む森林づくり事業で実施した既設道の補強について、目的である森林整備を取りやめたいので）、事業実施要領第8の7の規定に基づき届け出るとともに、補助金相当額の返還免除について同意を得たく、下記のとおり協議します。

記

- 1 転用の理由
- 2 返還免除の協議をする理由
- 3 転用までの経緯
- 4 転用区域に相当する補助金返還免除額計算書（別紙）
- 5 補助金の受領
 - (1) 交付申請年月日
 - (2) 申請番号
 - (3) 交付補助金額
- 6 転用計画等（計画書、区域図、写真等）
- 7 転用予定年月日

